



発行所  
一般社団法人  
横浜南青色申告会  
〒232-0017  
横浜市南区宿町2-44-6  
電話：713-3111(代)  
FAX：721-5782  
発行人：武田 勝  
編集責任者：野村 勇  
広報委員長

# 青色だより

発行月(年6回発行)：1月・4月・6月・8月・10月・12月

- 記帳などのご相談はお早めに《1面》
- 記帳支援システムのご案内《2面》
- 確定申告を間違えたとき《2面》
- 通常総会・定時総会開催のおしらせ《4面》

## 令和7年分 決算個別指導会を開催しました

令和8年1月21日から3月16日までの期間、東京地方税理士会横浜南支部の協力を得て、決算個別指導会を横浜南青色申告会館で開催し、多くの会員の皆様にご利用いただきました。開催期間中、ご協力いただきました会員の皆様、東京地方税理士会横浜南支部の皆様にご感謝申し上げます。ありがとうございました。

### 利用状況(1月21日～3月16日)

来所者数	延べ1,755名
e-Tax利用者数	1,103名

新規入会者の方も必見!

## 記帳などのご相談はお早めに!!

予約不要

横浜南青色申告会にご相談ください。

横濱南青色申告会事務局では、日々、記帳などのご相談を承っております。ご不明な点は早目に解消を!

受付時間：午前9時から11時 午後1時から3時30分 (土日祝日を除く)

※ 混雑した場合途中で受付を締切の場合がございますので、時間に余裕をもってお越しください。

### 横浜南青色申告会 指導会年間スケジュール

4月	<h4>記帳指導期間</h4> <p>《記帳方法、会計ソフトの入力方法・入力内容の確認などの指導を行う期間です。》</p> <p>以下に該当する方は必ず9月末までにご相談にお越しください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規入会者の方</li> <li>○ 今年から会計ソフトを使う方</li> <li>○ 記帳方法が分からない方</li> <li>○ 会計ソフトを利用して入力した内容の確認をご希望の方</li> <li>○ 複式簿記で記帳されていて試算表が合っていない月がある方</li> <li>○ 今年10万円以上の車・パソコン・備品など減価償却資産を購入された方(減価償却の計算をこの期間に済ませてください)</li> <li>○ 賃貸物件を購入又は建替えや大規模な修繕をされた方(減価償却の計算をこの期間に済ませてください)</li> <li>○ 本年分が消費税課税事業者の方</li> <li>○ インボイスの申請をされた方</li> <li>○ その他お分かりにならない事がある方</li> </ul> <p>※ 会計ソフトの入力指導はブルーリターンAのみとなります。他社のソフトはプリントアウトしてご相談ください。</p>	
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		<h4>記帳内容確認期間(決算準備指導会)</h4> <p>《記帳確認や入力確認を行い決算に向けて指導をする期間です。》</p> <p>11月末まで開催。お早めにご相談にお越しください。</p>
11月		
1月		<h4>決算指導期間</h4> <p>《決算の仕方等を指導する期間です。》</p> <p>記帳でお分かりにならない事を聞いて頂く期間ではありません。記帳などでお分かりにならないことがある方は、9月末までの記帳指導期間内に必ずご相談にお越しください。</p>
2月		
3月		

専従者・従業員がいる方は、源泉税個別指導会(6月～7月10日)、年末調整指導会(12月～1月20日)にお越しください。



## 記帳支援システムのご案内

- 青色申告特別控除 65 万円を受けたいと考えている方
- パソコンの操作が苦手な方
- 帳簿の記帳を煩わしいと感じている方

1 つでもあてはまる方はぜひ当会の「記帳支援システム」をご利用ください。

### 記帳支援システムは

青色申告特別控除65万円  
に対応しています。\*1

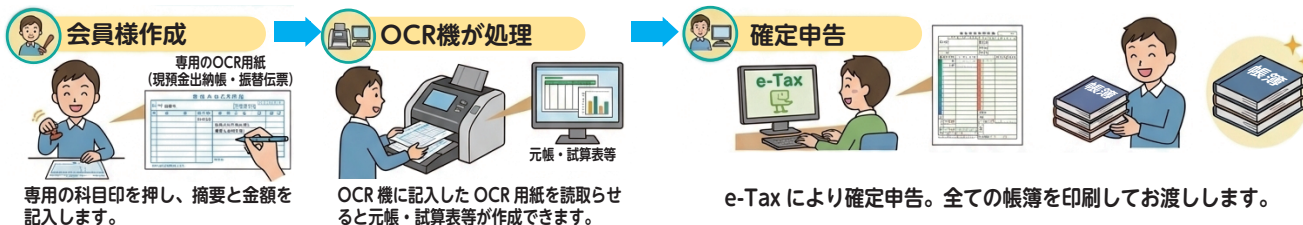
利用料は  
月額3,000円からです。

e-Taxに対応しています。

決算指導の優先予約が  
できます。

\*1 不動産所得者は事業的規模の要件がございます。

### 具体的な流れ



詳しくは事務局 (045-713-3111) までお問合せください。

## ！ 確定申告を間違えたとき ！

法定申告期限後に計算違いなど、申告内容の間違いに気が付いた場合は、次の方法で訂正してください。

### ① 納める税金が多過ぎた場合や 還付される税金が少な過ぎた場合

更正の請求という手続ができる場合があります。この手続は、更正の請求書を税務署長に提出することにより行います。更正の請求書が提出されると、税務署ではその内容を検討して、納め過ぎた税金がある等（純損失の金額が増える場合を含みます。）と認めた場合には、減額更正（更正の請求をした人にその内容が通知されます。）をして税金を還付または純損失の金額を増加することになります。よって、所得金額の増減や所得控除の追加があっても、最終的な税額または純損失の金額に異動がない場合は、更正の請求はできません。

更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

### ② 納める税金が少な過ぎた場合や 還付される税金が多過ぎた場合

この場合には、修正申告により誤った内容を訂正します。修正申告をする場合には、次の点に注意してください。

1 誤りを把握した際には、できるだけ早く修正申告をしてください。

税務署からの調査の事前通知の前に自主的に修正申告をした場合であれば、過少申告加算税はかかりません。

税務署からの調査の事前通知の後に修正申告（調査による更正を予告する前の修正申告）をした場合には、新たに納める税金のほかに、新たに納める税金に5パーセントの

割合を乗じた過少申告加算税がかかります。ただし、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合、その超えている部分については10パーセントの割合になります。

また、税務署の調査を受けた後に修正申告（調査による更正を予告した修正申告）をした場合や、税務署から申告納税額の更正を受けた場合には、新たに納める税金のほかに、新たに納める税金に10パーセントの割合を乗じた過少申告加算税がかかります。ただし、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合、その超えている部分については15パーセントの割合になります。

(注1) 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来するもの（令和5年分以降）について、税務署の調査において、帳簿の提示または提出を求められた際に帳簿の提示等をしなかった場合および帳簿への売上金額の記載等が本来記載等をすべき金額の2分の1未満だった場合は、新たに納める税金に10パーセントの割合を乗じて計算した金額が過少申告加算税に加算されます。また、帳簿への売上金額の記載等が本来記載等をすべき金額の3分の2未満だった場合は、新たに納める税金に5パーセントの割合を乗じて計算した金額が過少申告加算税に加算されます。

(注2) 当初の確定申告が期限後申告の場合は無申告加算税がかかる場合があります。

- 2 新たに納める税金は、修正申告書を提出する日が納期限となりますので、その日に納めてください。
- 3 この場合、納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

# 市税の納付方法について

## 窓口に出向かずに、市税の納付ができます。

※税目や納付書の種類によってご利用いただける納付方法が異なります。お手元に納付書をご用意のうえ、利用可能な納付手段をご確認ください。

スマホ決済

クレジット納付

ペイジー納付

口座振替



最新の情報・納付方法の詳細は  
横浜市ウェブページをご覧ください

横浜市税 納付方法

検索

## プロムナード

歴史雑感 ⑥

世取山 政勝

彦根藩側は旧藩士、関係者のみで銅像建立として立地場所の購入にあて、誰からも寄付を仰ぐこと無く事を運んだ。彦根藩側にはこの件で全く法に触れることは無い。万難を排して、誰に臆すること無くこの除幕式を強行した。

明治四十二年（一九〇九年）七月一日。開港五十年記念式典挙行式典終了後、井伊直弼の銅像除幕式に参列する為に、関係者は三三五五銅像設置場（後の掃部山公園）へ集合し、午後二時三十分、除幕式が取り行なわれた。旧彦根藩士その関係者、更に大隈重信、英国総領事の参列も有ったそうである。中央政府が大変危惧していた問題

は、記念式典にも又、銅像除幕式にも、何も起らず無事終了した。中央政府も又関係諸官庁も安堵の胸を撫で下したであろう。直弼を今だに快く思わない人達の乱入で記念式典が蹂躪される事態が生じたならば、国家の一大事に成り兼ねない。兎にも角にも、良かった。取越し苦労で終了した。さて、ここでまことに僭越ですが、私めが重要な問題提起をさせて戴く。

歴史学者の先生、歴史小説作家の先生、その他歴史に興味の有るアマチュアの人達が絶対に避けて通る事が出来無い永遠の課題が有る。それは「史実」と「事実」の問題で、

定義付けは頗る難しい。次のような定義付けが正鵠であるか否かは分からないが、私の考えを記す。「史実」とは、実際に有った事を無かった事とし、又無かった事を有った事として記録に留め置くこと。「事実」とは、実際に有った事柄で誰も否定する事が出来ないこと。閑話休題、話を戻す。

記念式典、銅像の除幕式、何も起こらず万々歳のはずであったが然にあらす、翌日大事件が生じていた。

それは何と竣工成って除幕式も終えた井伊直弼の銅像の首が無慚にも何者かによって、撥ねられていた：と云うのである。

この話の出典は、朝日ジュニアブック「日本の歴史」発行所朝日新聞社、編集発行者野沢敬、編集年鑑編集室、定価一、九〇〇円、平成元年（一九八九年）四月一日第一刷発行。「朝日ジュニアブック」との銘があるこの本は当然子供達の為の歴史書であるが但し国家検定を受けた学校の教科書では無いと思うのだが、如何であろうか。「この本の特徴と使い方」なる付説の項を読むと、「本文は小中学生からの疑問に思うこと、知りたいことをアンケートにとり、それをもとにタイトルを決め、時代順に一〇〇問一〇〇答の形にまとめあげました」とある。又本文全体を読み通せば日本の歴史通史が把握できるようにと、各時代のポイントがおさえてあります。略 つづく。

### ● 住所変更手続き等のごお願い ●

転居や廃業された方、その他変更事項がある方は、青色申告会事務局（713-3111）へご連絡の上、手続きをお願いします。手続きをしていただかないと、住所変更等を行うことができません。退会される場合は、必ず所定の退会届出書を青色申告会事務局へご提出ください。

### 当会来所時に

### 会員カードのご提示をお願いします。

当会来所時、受付に右図の会員カードのご提示をお願いいたします。お持ちでない場合は、来所時、事務局職員にお申し出ください。よろしくお願いいたします。



## Panasonic Homes

青色申告会 パナソニック ホームズ パナソニック ホームズグループは青色申告会さまと提携しています

ご好評につき、今年も開催！ご自宅やご所有不動産など不動産に関するご相談・お困り事に、豊富な知識でお答えします。

### おうちのことまるごと個別相談会



日付  
4月23日(木)・5月19日(火)  
6月11日(木)・7月13日(月)  
8月6日(木)・9月14日(月)  
時間  
14時～15時 または 15時～16時  
場所  
(一社) 横浜南青色申告会

青色申告会事務局に電話

電話番号 **045-713-3111**

パナソニックホームズに電話orWEB予約

電話の場合 **0120-8746-85**

WEBの場合 **個別相談会専用予約サイト**



# お知らせコーナー

## 納期のお知らせ

- ◎ 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 納期限 4月30日
- ◎ 自動車税の納付 納期限 6月 1日
- ◎ 軽自動車税の納付 納期限 6月 1日

## 無料税務相談 (予約制)

- 【日 程】 5月11日(月) 6月10日(水)
- 【担 当】 東京地方税理士会横浜南支部所属税理士
- 【場 所】 横浜南青色申告会館
- 【時 間】 午後1時より午後4時まで
- 【相談時間】 概ね30分程度
- 【申込方法】 横浜南青色申告会事務局(713-3111)へお電話にてお申込みください。

## 無料法律相談 (予約制)

- 【担 当】 沢藤総合法律事務所所属弁護士
- 【場 所】 沢藤総合法律事務所
- 【相談時間】 概ね30分程度
- 【申込方法】 横浜南青色申告会事務局(713-3111)へお電話にてお申込みください。

## 5 6月の予定

- 5月15日(金) 監査会 (青申会 15時30分)
- 5月18日(月) 三役会 (青申会 13時)  
理事会 (青申会 14時)
- 5月26日(火) 通常総会  
(ブリーズベイホテル リゾート&スパ  
15時30分)
- 6月16日(火) 正副会長会 (青申会 13時)  
理事会 (青申会 14時)

## 支部等行事予定表

### 5月

- 1日(金) 港南支部 定時総会 (青申会 16時)
- 7日(木) 金沢支部 定時総会 (龍華寺 16時)
- 8日(金) 寿支部 定時総会 (青申会 16時)
- 11日(月) 磯子支部 定時総会 (杉田劇場 16時)
- 12日(火) 大岡支部 定時総会 (青申会 16時)

## ● 第29回 通常総会のお知らせ ●

- 日 程 : 5月26日(火)
- 開 会 : 15時30分
- 会 場 : ブリーズベイホテル リゾート&スパ  
(横浜市中区花咲町1-22-2)

総会は、代議員総会となっております。正会員の方は、総会に出席し意見を述べることができます。議決権は代議員となりますのでご了承ください。

## ● 事務局のお休みのお知らせ ●

午後からお休みになります  
4月16日(木)  
5月18日(月)  
6月16日(火)

終日お休みになります  
5月26日(火)  
6月12日(金)

会員の皆様にはご迷惑をおかけする事になりますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

## ● 会費の口座振替のお知らせ ●

5月18日(月)は、会費の口座振替日です。前日までに預金口座へのご入金をよろしくをお願いいたします。

年額24,000円

謹んでお悔やみ  
申し上げます。

- ◆ 港南支部 福岡保次様
- ◆ 吉浪洋治様
- ◆ 北詰榮一様
- ◆ 大岡支部 佐伯喜久代様
- ◆ 小林金之助様
- ◆ 寿支部 小林金之助様

【本人死亡】

共済事業報告

## 各 支 部

## 定時総会開催のお知らせ

各支部の定時総会が下記の日程で開催されます。詳細につきましては、当会ホームページに掲載しておりますので参加希望の方はご確認ください。

- 港南支部 5月1日(金) 16時00分より 横浜南青色申告会館
- 金沢支部 5月7日(木) 16時00分より 龍 華 寺
- 寿支部 5月8日(金) 16時00分より 横浜南青色申告会館
- 磯子支部 5月11日(月) 16時00分より 杉 田 劇 場
- 大岡支部 5月12日(火) 16時00分より 横浜南青色申告会館